

宇都宮市人口減少対策検討懇談会設置要領

(設置)

第1条 (仮称)宇都宮市人口ビジョン及び(仮称)宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、市民から幅広く意見を聴くため、宇都宮市人口減少対策検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 産業界の関係団体の代表者等
- (3) 国や県の関係行政機関の代表者等
- (4) 学識経験者
- (5) 金融機関の代表者等
- (6) 労働関係団体の代表等
- (7) メディア等の代表者等
- (8) 公募により選考された者
- (9) 市民活動を行う団体の代表者等

3 委員の任期は、委嘱の日から当該計画が策定されるまでとする。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は会長の指名による。

4 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行に当たる。

(部会)

第5条 懇談会には、自然増部会と社会増部会を置く。

2 部会長及び副部会長・各部会委員は、会長の指名による。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 第4条の規定は部会に準用する。

(関係人の出席)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、原則として公開する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年 5月11日から適用する。